

公開型GISシステム構築及び公共物図面デジタル化業務

プロポーザル実施要領

令和 7 年 4 月

山辺町建設課

1 目的

本要領は、山辺町における公開型GISシステム構築及び公共物図面デジタル化業務（以下「本業務」という。）の委託において、目的や構築方針を十分に理解したうえで最適な提案を行うことができる業者を募集し、高い技術力や豊富な経験を有する事業者を契約の相手方として特定するために行う公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の実施について、必要な事項を定めたものである。

※公共物図面とは、山辺町公共物管理条例第2条で定義する公共物のうち「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成11年法律87号）により市町村に譲与された法定外公共物に係る国有財産の紙に印刷された図面をいう。

2 事業の概要

（1）事業の名称

公開型GISシステム構築及び公共物図面デジタル化業務

（2）業務の内容

本要領及び別添「公開型GISシステム構築及び公共物図面デジタル化業務特記仕様書」に記載のとおり。

（3）履行期間

ア システム構築期間：契約締結日から令和8年3月31日まで

イ 運用及び保守期間：令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

（4）提案上限額

提案上限額：32,580,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

ア 「令和7年度のシステム構築に要する経費」及び「運用及び保守に要する経費」を見積書と企画提案書に明示すること。

イ 「運用及び保守に要する経費」は、令和8年度と令和9年度の「単年度当たりの運用及び保守に要する経費」が分かるように提示すること。運用及び保守に要する経費はサービス内容に変更が生じない限り、経費の変更は認めない。

ウ 令和10年度以降においても継続運用を予定しているため、令和10年度から令和12年度までの「運用及び保守に要する経費」に人件費などの上昇率をどの程度考慮したのかを記載したうえで参考価格として提示すること。

エ 本業務の実施に関して、契約候補者の企画提案内容をそのまま実施することを約束するものではなく、発注者と契約候補者で協議の上、決定する。また、本業務契約後の実際の事業内容や進め方については、随時、発注者と契約者とで協議し決定するものとする。

3 担当部署

山辺町役場 建設課 管理用地係 担当：齋藤、伊藤、井形

住所：〒990-0392 山形県東村山郡山辺町緑ヶ丘5番地

TEL：023-667-1113 FAX：023-667-1112

Email：kensetu@town.yamanobe.yamagata.jp

saitou@town.yamanobe.yamagata.jp

4 調達方式

本業務の業者選定にあたっては、部門を越えた情報共有を可能とし、最適かつ有効に活用できるシステムを導入するために高度で専門的な知識及び技術並びに創造力、構想力、応用力を評価する必要があることから公募型プロポーザル方式を採用する。

5 参加要件

応募の資格は、以下の項目の要件を満たす単独事業者又は複数の企業で構成する共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

（1）単独事業者

- ① 山辺町契約に関する規則（平成9年3月24日、規則第5号）第24条の規定の令和7・8年度競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- ② 山辺町暴力団排除条例（平成24年3月15日、条例第10号）第2条第1号の暴力団、同条第2号の暴力団員のいずれにも該当しないこと、また、いずれかの利益となる活動を行う者でないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと（再生又は再生手続開始の決定を受けた場合を除く。）。
- ④ 山形県内に本店(社)又は支店(社)、営業所を有すること。
- ⑤ 本事業は、新しい地方経済・生活環境創生交付金制度におけるデジタル実装型の優遇措置（共通化・標準化（デジタル地方創生モデル仕様書））の適用を受けた事業であることから、提案する公開型GISは、デジタル庁モデル仕様書（公開型GIS）に示す必須機能を全て満たしていること。
- ⑥ 本事業は、新しい地方経済・生活環境創生交付金制度におけるデジタル実装型の優遇措置（共通化・標準化（SaaS等活用））の適用を受けた事業であることから、提案する公開型GISは、デジタル地方創生サービスカタログ（2024年冬版）「TYPE1 Plus」の対象サービス（地理情報システム（GIS）の活用）に掲載された製品であること。
- ⑦ 提案する統合型GISは、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）のLGWAN-ASPサービスリストに掲載された製品であり、一般財団法人全国地域情報化推進協会

(APPLIC)による地域情報プラットフォーム準拠登録製品一覧表（APPLIC-0002-2019～APPLIC-0002-2024）にGISユニットの登録を行った製品であること。

- ⑧ 企業としてセキュリティ管理システムが十分に確立されている証明として、下記に示す認証を受けていること。

ア 情報セキュリティマネジメントシステム : ISO/IEC 27001

イ 個人情報マネジメントシステム : JIS Q 15001

- ⑨ 過去5年以内に本業務と同種システム（以下、アからウ）の導入業務を地方公共団体から受託した者。または令和7年4月1日時点で受託中である者。

なお、業務実績は複数の業務を証明しても差し支えない。

ア INTERNET-ASP方式による公開型GISの導入実績

イ LGWAN-ASP方式による統合型GISの導入実績

ウ INTERNET-ASP方式による現地調査支援GISの導入実績

※ INTERNET-ASP方式とは、インターネットを介して運用するアプリケーションサービスプロバイダ方式をいう。

※ LGWAN-ASP方式とは、総合行政ネットワーク（LGWAN）を介して運用するアプリケーションサービスプロバイダ方式をいう。

- ⑩ INTERNET-ASP方式による公開型GISとLGWAN-ASP方式による統合型GISは、オンラインで連携を図ることが可能であること。

- ⑪ LGWAN-ASP方式による統合型GISは、INTERNET-ASP方式による現地調査支援GISとオンライン連携することで、現地の状況を統合型GISにリアルタイムで反映することが可能であること。

（2）共同企業体

- ① 各構成員は（1）①から③に掲げるすべての項目を満たしているものであり、そのうち、主たる業務（公開型GIS）を担当する構成員を代表事業者とすること。代表事業者は（1）⑤から⑪の条件を満たしていること。
- ② 山形県内に本店(社)、支店(社)又は営業所を有している構成員が1者以上含まれていること。
- ③ 構成員は本企画提案に参加する単独事業者又は他の企業体の構成員でないこと。

（3）失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ① この要項に定めた資格・要件が備わっていないとき。
- ② 提出書類の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど適合しないとき。
- ④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。

6 実施スケジュール

項目	期日	備考
実施要領等の公表	令和7年 4月28日（月）	ホームページ掲載
質問書の受付	令和7年 4月30日（水）から 令和7年 5月13日（火）まで	最終日午後5時必着 分まで受け付ける
質問事項の回答	令和7年 5月14日（水）	ホームページ掲載
参加表明書類の提出	令和7年 5月15日（木）から 令和7年 5月21日（水）まで	
一次審査 （参加表明書類）	令和7年 5月22日（木）から 令和7年 5月23日（金）まで	
一次審査結果通知	令和7年 5月26日（月）	
企画提案書類の提出	令和7年 5月28日（水）から 令和7年 6月 9日（月）まで	最終日午後5時必着
二次審査（企画提案審査・ プレゼンテーション）	令和7年 6月17日（火）	
審査結果通知	令和7年 6月19日（木）	
特定、契約協議・締結	令和7年 6月 下旬	

※上記スケジュールは変更となる場合がある。

7 参加表明手続き

- （１）受付期間 令和7年5月15日（木）から令和7年5月21日（水）まで
（受付時間：土日、祝日を除く午前9時から午後5時まで）

（２）参加表明書類

次の様式について、記載の有無にかかわらず、A4判で印刷したものをア～ケの順に並べてクリップ止めしたものを1部提出すること。

なお、共同企業体として参加する場合は様式1－2「共同参加事業者構成表明書」に必要な事項を記載したうえで、代表事業者以外は様式2「会社概要」の1、2項のみ記載すること。

- ア 公募型プロポーザル参加表明書 (様式1－1)
- イ 共同参加事業者構成表明書 (様式1－2)
- ウ 会社概要 (様式2)
- エ 同種業務実績調書（公開型GIS導入） (様式3)
- オ 同種業務実績調書（統合型GIS導入） (様式4)
- カ 同種業務実績調書（現地調査支援GIS導入） (様式5)
- キ 同種業務実績調書（公共物図面デジタル化） (様式6)
- ク 配置予定管理技術者経歴書 (様式7)

(3) 提出先

山辺町役場 建設課 管理用地係 (前記3参照)

(4) 提出方法

持参または簡易書留郵便で郵送すること。

8 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、質問書(様式9)により提出すること。

(1) 提出期限 令和7年5月13日(火)午後5時(必着)

(2) 提出先 山辺町役場 建設課 管理用地係 (前記3参照)

(3) 提出方法 電子メール

なお、電子メール送信の際は件名に「公開型GISシステム構築及び公共物
図面デジタル化業務 質問書(業者名)」と記載することとし、メール
送信後は電話にてメール受信確認をすること。

(4) 回答方法 質問者に対する回答を令和7年5月14日(水)午後3時から山辺町ホ
ームページ内で公表する。

なお、質問に対する回答は、本要領及び仕様書への追加または修正とみな
すものとする。

9 プロポーザルに関する事項

本プロポーザルの一次審査に合格した者は、次のとおり企画提案書類を提出すること。

(1) 提出期限 令和7年6月9日(月)午後5時(必着)

(受付時間:土曜・日曜を除く、午前9時から午後5時まで)

(2) 企画提案書類

印刷した正本1部・正本の写し5部及び電子データを保存したCD-RまたはDVD-Rを
1枚提出すること。

ア 企画提案書【A4判30ページ以内、両面印刷も可能】

- ・様式は自由とし、表紙・目次は枚数に含めない。提案書にはページ番号を付
すること。
- ・本文の文字フォントサイズは10.5pt以上とする。ただし、図表等に付記する
注釈・注記などに関してはこの限りではないが、明瞭に読み取れるように考
慮すること。
- ・詳細な図や表を用いた資料については、A3判による作成を可能とするが、
2ページと換算するものとする。
- ・企画提案書等の書類は日本語で記載すること。また、通貨は日本円とし、単
位については日本の標準時及び計量法に定める単位によるものとする。
- ・提案書の項目については、以下①～⑪を必ず作成すること。さらに独自提案
等がある場合は⑫も作成すること。
- ・独自提案については、見積額の範囲内で本業務の実施にあたって効果等を一
層向上させられると考えられる提案者独自の取り組みについて、具体的に記

載すること。

- ・同種業務の実績や実施体制、保守サービス等の提案者によるアピールポイント等、独自の取り組みについて、記載すること。

- ① 業務実施方針
- ② 業務実施体制
- ③ 業務実施工程
※工程計画表はA3判横1ページ片面印刷とし、様式は任意とする。
- ④ 公共物図面デジタル化
- ⑤ システム全体
- ⑥ 公開型GIS
- ⑦ 統合型GIS
- ⑧ 現地調査支援GIS
- ⑨ 教育（操作研修及び操作支援）
- ⑩ システム運用及び保守
- ⑪ 情報セキュリティ対策
- ⑫ 独自提案等

イ 見積書【任意様式とするが、積算根拠がわかる内訳書を添付すること】

- ・対象とする期間内の全体額を税抜きで見積書に記載すること。
- ・「システム構築に要する経費」を明示すること。（見積金額に含む）
- ・「令和8年度と令和9年度の運用及び保守に要する経費」を明示すること。（見積金額に含む）
- ・「令和10年度から令和12年度の運用及び保守に要する経費」について積算根拠がわかるように参考見積書として作成の上、見積書に添付すること。ただし、参考見積書は選考審査の判断評価基準には含めないが、継続して契約する場合の参考額として、あまりにもかけ離れた金額とならないように注意すること。

（3）提出先 山辺町役場 建設課 管理用地係（前記3参照）

（4）提出方法 持参または簡易書留郵便で郵送すること。

10 選考方法

- （1）庁内関係者で構成する審査会において審査する。
- （2）参加表明書類を「5 参加要件」及び「11 選考基準」、企画提案書類、プレゼンテーションを「11 選考基準」に基づいて審査、評価するものとする。
- （3）参加表明書類による一次審査を実施し、選考基準の配点が高い順に上位2者を二次審査の対象とする。
- （4）二次審査は、企画提案書類、プレゼンテーションによる評価を実施する。
- （5）二次審査の評価点が高い1者を最優秀提案者（契約候補者）に決定する。

1 1 選考基準

選考の基準は、提案事業の実現性及び妥当性等について、企画提案書の内容評価と業務実績等の対応能力評価も含めて総合的に審査する。

評価項目		判断評価基準	審査区分	配点
参加申込書	指定様式	・企業の公的資格取得状況（様式2） ・企業の業務実績（様式3, 4, 5, 6） ・専門技術力（様式7, 8）	一次審査	360
企画提案書	任意様式	・業務実施方針 ・業務実施体制 ・業務実施工程 ・公共物図面デジタル化 ・システム全体（構築、共通） ・公開型GIS ・統合型GIS ・現地調査支援GIS ・教育（操作研修及び操作支援） ・システム保守 ・情報セキュリティ対策 ・その他独自提案等（業務実績を含む）	二次審査	360
		・見積書（参考見積書は除く）		300
	プレゼンテーション	・規格提案書のプレゼンテーション ・操作デモンストレーション		250

1 2 プレゼンテーションの実施

企画提案者は、次のとおりプレゼンテーションを実施する。

（1）日時及び場所

ア 日 時 令和7年6月17日（火）

イ 場 所 山辺町役場2階会議室（1）・（2）

ウ 時 間 準備15分、説明50分、質疑応答10分、片付け5分を予定

※詳細な日時や実施時間は、一次審査を通過した2者にメールで通知する。

※プレゼンテーションの際に、企画提案書以外の追加提案、追加資料の配布は認めない。

（2）実施内容

企画提案書類の説明（50分）を受け、審査員による質疑（10分程度）を行

う。また、質疑に対して回答した内容は企画提案に含むものとする。

(3) 実施方法

プレゼンテーション及び質疑応答は非公開とし、提出済みの企画提案書類によりプロジェクター等を使用して実施する。パソコン（LGVAN接続端末2台）は町において用意するが、プロジェクター及びスクリーンは企画提案者が準備するものとする。

ただし、プレゼンテーション内で実施する統合型GISのデモンストレーションは、当町が用意するLGVAN接続PCを使用すること。この際、当該LGVAN接続PCに何らかの事前の準備が必要な場合には、企画提案者は、企画提案書類の受付期間中に、前記「3 担当部署」まで連絡すること。

(4) 説明者及び補助者

参加事業者につき最大8名までとする。

1 3 契約

審査会における審査結果に基づき、仕様書及び契約候補者の企画提案書類の記載事項を基に協議の上、予算額の範囲内において契約を締結する。

また、特別な理由により契約候補者と契約を締結することができない場合は、次点の提案者と契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者と契約の手続を行う。

1 4 プロポーザルに係る留意事項

- (1) 本プロポーザルに関する説明会は開催しない。
- (2) 辞退する場合、辞退届（任意様式）を持参または郵送で提出すること。
- (3) 公正な審査を妨害する恐れのあるあらゆる行為を禁止する。
- (4) 次のいずれかに該当した場合、失格または無効とする。
 - ア 提出期限を過ぎて企画提案書類が提出された場合
 - イ 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
 - ウ 本要領に定める手続き以外の手法により、審査員または関係者にプロポーザルに対する援助を直接または間接的に求めた場合
 - エ 見積額が提案上限額を超えている場合
 - オ その他定める手続、方法等を遵守しない場合
- (5) 提出物は返却しない。
- (6) 提出された企画提案書類は、選考審査に必要な範囲で複写することがある。
- (7) 提出された企画提案書類は、事業者選考の目的以外に使用しない。
- (8) 当町から提供する資料以外は、応募者が独自で入手すること。
- (9) この募集に伴い、収集した個人情報は本企画提案公募に係ることのみに使用し、それ以外の目的に使用しない。
- (10) 本プロポーザルに要した経費は、全て応募者の負担とする。